

ジョン・ロールズの公正な課税論

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2012-10-24 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 伊藤, 恭彦 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00006797

ジョン・ロールズの公正な課税論

伊藤 恭彦

一 はじめに

ジョン・ロールズの正義の原理、とりわけ格差原理は国家による公的な福祉提供の正当化を意図したものと言える。このような正義の原理の正当化は、二つのレヴェルで遂行される。第一は原初状態からの正義の原理の導出である。これは個人主義的な保険の論理に基づく正義の原理受容 \parallel 正当化である。第二は正義の原理の理念を「私」の道徳的判断に直接訴えるものである。格差原理について言えば、こうした理念は、才能の「共通資産」論、友愛論、さらには互惠性論である。この二つのレヴェルの正当化が「広い内省的均衡」の中で統合され、正義の原理の正当化が目指されるのである。

こうした正当化の問題で、注目しなくてはならないのは、正義の原理によって分配される種々の利益（「基本的社会善」の「私」への分配量）だけではなく、正義の原理によって規制された社会への「私」の貢献や負担の量と質である。ロールズは自らの正義の原理の役割を「社会の基礎的制度における権利と義務の割り当て方法を提供し、社会的協同の利益と負担の適切な分配を定める」[Rawls 1999 ① p.4 1971 p.4 翻訳四頁]もとしてゐる。正義の原理は権利や利益といった「好

ましい」ものを分配するだけでなく、そうした権利と利益と表裏一体の義務と負担の分配もコントロールするのである。格差原理について言えば、一方でそれは何らかの公的な福祉サーヴィスの分配を規制すると同時に、他方でそうした公的サーヴィスを実施するための負担を「私」に要求する規範でもある。特に「私」が「社会の最も恵まれない人間」ではない場合には。このように考えると、正義の原理、とりわけ格差原理の受容＝正当化においては、「私」が何をどれくらい負担するかという観点も重要な意味をもつ。原初状態の当事者としての「私」にとつては、このことは問題にならない。無知のヴェールに覆われているがゆえに、「私」はもっぱら自らのリスク回避という観点から格差原理を受容するからである。しかし、自分と社会についての十分な情報を持ちあわせている現実の「私」にとつては、公的福祉提供の正当性を考える場合、「私」の負担は考慮せざるをえないだろう。つまり、公的福祉提供を維持するための「私」の負担は公正に分配されているかどうかという考慮である。かりにその分配が公正であれば、「私」が格差原理とそれに根拠をもつ公的福祉を正当なものとして受容する理由が強固なものとなる。逆に、「私」にとつて負担の分配が不公正ならば、公的福祉の正当性は揺らいでしまう可能性がある。

公的福祉提供の正当化を目指した機会の公正な平等原理と格差原理に関して、ロールズは課税の問題として、公正な負担についての議論を展開している。本稿は以上の問題関心からロールズの課税論を検討することを意図している。その際、観点はあくまでもロールズの負担をめぐる議論の特徴を明らかにすることであつて、公正な課税論に関係する税法上の諸問題(納税者の権利など)や租税政策上の技術的な諸問題には立ち入らないこととする。⁽¹⁾

(1) その意味で本稿はロールズの格差原理の受容根拠を検討した〔伊藤恭彦2000〕の補論である。

二 ロールズの公正な課税論——カルドアとロールズ——

ロールズの『正義論』は公正な税負担を考えるためのヒントを与えるものとして税法学、経済学、財政学などの分野でも大きな注目を集めた。『正義論』刊行直後の状況を見ると、原初状態からの正義の原理導出で一つの鍵を握っていたマクシミン・ルールに基づく税負担論と効用原理に基づく税負担論の対比といった議論や契約論的観点からの税負担論の適否についての議論が展開されたのである。⁽¹⁾ こうした議論はロールズの原初状態論や契約論の課税論への応用といえ、それ自体検討に値するものである。しかし、ロールズは『正義論』において自らの理想とする正義にかなう課税制度を提示している。この課税制度については必ずしも注目されてこなかった。以下では、ロールズが理想とする課税制度の特徴を考察することにした。

ロールズは『正義論』第二部の制度論において課税制度について論じている。ロールズの経済システムに関する制度論は、市場を囲い込む背景となる制度を構想するものである。そうした背景となる制度を具体化するために、ロールズは、配分部門、安定部門、移転部門、配分部門という四つの政府制度をあげる。⁽²⁾ このうち課税に関わるのが配分部門 (distribution branch) である。配分部門は二つの役割を担っているとされる。

第一の役割は財産所有の平等を実現するための課税政策を実施することである。ロールズは次のように述べている。

この部門は数多くの相続税と贈与税を課して、遺贈の権利に制限を設ける。こうした課税と規制の目的は歳入を上昇させる(資源を政府に譲渡することではなく、段階的にかつ持続的に富の分配を矯正し、政治的自由の公正な価値と機会の公正な平等に有害な権力の集中を防止することにある。たとえば、累進課税の原理は遺産の受益者の取り分に対して適用されるだろう。こうした課税措置を実施することは、平等な諸自由の公正な価値を維持するべきであるなら、必要な条件

と思われる財産の広範な分散を促進だろう。富の不平等な相続は、親から知性を受け継ぐことよりも、そもそも正義に反するというわけではない。富の不平等な相続がより簡単に社会的コントロールに服すると推定できることは確かである。しかし、本質的な事柄は、いずれかに基づく不平等が、可能な限り格差原理を満たすべきということである。したがって、相続はその結果もたらされる不平等が最も恵まれない人の利益となりかつ自由と機会の公正な平等と両立するという条件でのみ許容されるのである。[Rawls 1999 ① p.245 1971 p.277~8 翻訳二一五~六頁]

ロールズは分配部門の第一の役割として富の分配の是正をあげている。富の分配を矯正するための方策として相続税と贈与税が位置づけられているのである。これらの税の具体的な内容として、ロールズは累進原理を例示し、その典拠としてミード (James Meade) をあげている。ミードも財産所有の平等化の方策として相続税と贈与税を位置づけている [Meade 1964 p.55~8]。その意味でミードが構想する財産所有民主制を実現するための要の施策が、これらの課税なのである。ロールズは自らの擁護する体制をミードから借りて財産所有民主制と呼んでいるので、こうしたミード流の相続税と贈与税の構想を示すことは自然である。

ロールズは財産所有民主制の構想の枠内で、つまり、財産所有の平等化がもたらされた後の、一般的な課税としては「比例的支出税」(proportional expenditure tax) が最善であると考えている。ロールズは次のように述べている。

分配部門の第二の役割は、正義が要求する歳入を引き上げるための租税政策の枠組みである。政府が公共財を提供でき、かつ格差原理を満たすために必要な移転支出が可能となるように、社会資源は政府に譲渡されなければならない。租税の負担は正義にかなうように共有されるべきであり、分配部門は正義にかなう取り決めを設立することを目標としているから、こういった問題は分配部門に属するのである。多くの複雑さを措くなら、比例的支出税が最善の租税の枠組みである

と指摘することは意味がある。第一に、これは正義の常識的な準則のレヴェルで（どのような種類の）所得税よりも望ましいのである。というのは、比例的支出税は一人の人がどのくらい貢献したかではなく（所得は公正に稼がれていると仮定して）、財の共通の蓄え（the common store of goods）からどのくらい持ち出したのかに応じて課税するからである。さらに、総消費（たとえば毎年）に課せられる支出税は、扶養者に対する通常の控除などを含むことができるのである。そして、支出税は各人を画一的な方法で取り扱うのである（ここでも、所得は公正に稼がれていると仮定する）。それゆえに、累進税率を使うのがよいのは次の場合だけである。すなわち、正義の第一原理と機会の公正な平等という観点で基本構造の正義を維持し、これに対応する諸制度を崩す可能性がある財産と権力の蓄積を未然に防ぐ場合である。[Rawls 1999 ① p.246 1971 p.278～9 翻訳二一六頁]

財産所有の平等化のための相続税と贈与税、一般的な課税としての比例的支出税というのが、ロールズの課税についての構想である。ロールズは現実の不正義があまりに深刻である場合には、累進度の高い所得税を導入する必要性を認めている。また、どのくらいの財産の不平等が政治的自由の公正な価値を侵害するのかといった問題や、どの時点で累進度の高い所得税を導入すべきかといった問題は、政策問題であり、かつある種の政治的判断の問題であって、正義の理論の一部ではないとしている。³⁾したがって、ロールズの課税についての構想は、あくまでも理想的なもの、つまり、財産所有民主制の下でのものであることに注意しておく必要がある。いかなる場合にも、比例的支出税を導入すべきであるというものをロールズは主張しているわけではない。「実践的には、私たちはいくつかの正義に反する取り決めや、次善の取り決めの中から選択しなければならぬのが普通である」[Rawls 1999 ① p.247 1971 p.279 翻訳二一六頁]が、そうした選択を導くための基準となる理想的理論としてロールズは自らの課税構想を考えているのである。

直ちに実行に移されるべき課税政策ではないにしても、ロールズは非常に直截的に比例的支出税を理想的な課税であると

述べている。所得税を初めとした直接税が課税の最善の方策なのか、それとも、間接税が最善の方策なのかについては、周知のように、ホップズ以来、未解決のままである。⁽⁴⁾ ロールズは比例的支出税について、その典拠としてカルドア(Nicholas Kaldor)の『支出税』(Kaldor 1955)を挙げている。カルドアの『支出税』は一九五〇年代後半にイギリスの税制改革をめぐる議論の中で発表され、インドにおいて一時期、カルドアの構想を修正したものが実施されたのである。⁽⁵⁾ ロールズが『正義論』の構想を練っていたと思われる時期に非常にインパクトのあった議論であるから、ロールズがカルドアの議論を使ったことは間違いがない。しかし、それは表面的な理由である。カルドアの構想とロールズの構想がどこで触れ合ったのか、もう少し内在的に確認しておく必要がある。

カルドアの支出税についての議論は、担税力(taxable capacity)測定の尺度として所得を用いることが問題を含んでいること、また、長期的経済的發展という観点で支出税が所得税よりも望ましいこと、さらに、支出税が十分に実行可能であることを示そうとしたものである。その意味で、カルドアの議論は経済学、財政学、政策学の広い領域についての総合的かつ実践的なものである。本稿でこうした広範な議論を全て取り上げることができない。そこで、あくまでも、ロールズの比例的支出税の構想を明らかにする限りで、カルドアの議論を検討しておきたい。

カルドアは常識的な所得に応じた課税に対して、所得というものが担税力の合理的で公正な尺度になりえないと考え、次のように論じている。

税を課すという目的でもっともらしく見えるいかなる所得の定義も、担税力を測定することはできないということが重要である。さまざまな源泉から生じる所得の総計は、どんな客観的な基準でも支出力の共通の単位に還元されえないのである。しかし、各個人は、自らの現在の環境と将来の見通しを全て考慮して、自らの生計支出の大きさを決定する場合、この還元操作を自らで行っているのである。それゆえに、実際の支出に基づく税は、各個人が自らに適用している尺度に従っ

て各人の支出能力を評価するのである。いったん、現実の支出が基準として取り上げられると、勤労所得と財産所得が比較できないこと、富の恒久的な源泉と一時的な源泉とが比較できないこと、純粋な資本利得と擬制的な資本利得とが比較できないこと、こういったことから生じる全ての問題は自ずと解決する。そして、それらが現実の生活水準を支える尺度の中で同じものとなるのである。[Kaldor 1955 p.47]

カルドアは、多様な源泉をもつ所得を、その多様性に着目して様々な基準で課税することは必ず恣意的になると考えているのである。つまり「累進所得課税のもつ短所は、実際、所得の概念があるタイプの収入と利得に恣意的に限定し、他の源泉を排除することから部分的に生じている。より根本的な問題点は、いかなる法的な修正や改良も除去する望みがない所得という概念それ自体のうちにある固有の恣意性と測定不可能性の内にあるのである」[Kaldor 1955 p.25]。各人の年間総支出に対して累進的な課税を行おうとする支出税は、所得税のもつこうした短所や問題点が克服できるとカルドアは考えている。そのような恣意性を排除しなければならない理由は、経済的なものではなく「道徳的な」ものでなければならず、それは課税にあたって各人を公正に取り扱うべきという要請であるとカルドアは主張している。カルドアは道徳的な理由として次のように論じている。この点はロールズの比例的支出税の構想と重なるので、やや長文だが引用しておく。

支出を基礎とすることは、人々が共同のプールから取り出す量に従って課税することであり、共通のプールの中に入れた量に従って課税することではない。火星から来た移住者は、社会にいる人間たちが相互の協同を通して各人のニーズを充足している、その高度に複雑な取り決めを称賛しながらも、社会的に提供される利益のための財源への各人の貢献が、個人が共同体から受け取る利益の総額ではなく、他人の富のための各個人の貢献に基づいていることを発見し、悩んでしまうことだろう。ある個人が自らの目的を達成するために共同体の他の人々に負担を強いるのは、支出によってのみであっ

て、稼得や貯蓄によつてではない。支出以外の彼の他の全ての活動においては、彼自身の利益と共同体の利益とは相互に衝突することなく、平行である。なぜ、「しっかりと働き、自分の労働の果実を儉約し、少ししか消費しない人が、怠惰な生活をし、少ししか稼がず、その上、稼ぎの全てを支出してしまう人よりも、多くの負担を」すべきなのか。「コモンウェルスがだましとられるのは」、「私人の奢侈的な浪費」によつてであつて、労働、貯蓄、危険負担といった称賛されるべき活動によつてではない。この議論の含意は、最も公正な課税システムを作り上げるものは何かを考える場合に、個人の行動の社会的帰結と課税システムそれ自身が個人の行動に及ぼす効果とを省察しなければならぬということである。インセンティブの問題は通常平衡の問題とは全くかけ離れていると見なされるが、最終的な分析においては、個々人の行動の経済的、社会的な反響を考慮に入れない「公正」についてのどんな究極の基準にも到達することができないのである。

[Kaldor 1955 p.53]

社会的サーヴィスの財源を構成するための税負担は、各人が社会に対して与えている負担、別の言い方をすれば社会から受け取っている便益に応じて分配されるべきであるというのがカルドアの基本的な考え方である。カルドアはホップズの議論に依拠して、勤労や貯蓄といった個人の行為は、コモンウェルスを作り上げるための称賛されるべき貢献であつて、そうした行為に課税すべきではないと言う。課税は個人がコモンウェルスに対して与えている負担に応じてなされるべきなのである。このようなカルドアの議論は、一見すると税負担は各人が受け取る公共サーヴィスに応じて分配されるべきという税負担に関する「利益原理」(benefit principle)と同じように見えるが、その内容は異なる。つまり、カルドアにおいては具体的、個別的なサーヴィスによる利益享受を基準とはしていないのである。各個人が社会や共同体、さらには、ステイトではなく、コモンウェルスを構成するためにどんな貢献をしているのか、あるいは、そこにいかなる負担をかけているのかを基準としているのである。カルドアが担税力測定の尺度として、所得ではなく、支出を考えるのは、実はこうした彼の社

会論とそれを基礎にしたある種の道徳哲学のためである。

カルドアが支出税の根拠としてしている道徳哲学と社会論と「一人の人がどのくらい貢献したかではなく（所得は公正に稼がれていると仮定して）、財の共通の蓄えからどのくらい持ち出したのかに応じて課税する」というロールズの比例的支出税の根拠が極めて近似していることは、直ちに理解できよう。ロールズは社会を各人がお互いに有利になるための協同事業と捉えている。この社会では自己が豊かになることと他者が豊かになることが結合しているのであり、社会の構成員は相互に他者のために貢献していると考えられている（もちろん、相互の貢献の結果産出された財の分配については、争いが起こり、それは正義の原理によって調停されねばならない）。したがって、こうした各人の貢献に課税することはできないとロールズはカルドアとともに判断しているのである。

(1) この種の議論として、たとえば、[Andrews 1975]、[Graetz 1977]、[Groul 1976]、[Ogura 1977]、[Phelps 1979]、[Warren 1980] などあげることができる。

(2) ロールズの制度論については [伊藤恭彦 1988・89] を参照。

(3) ロールズは税率とソーシャル・ミニマムさらに貯蓄率との関係について次のように述べている。

「どのくらいの量の投資がなされるべきかを私たちに教える正義にかなう貯蓄率が利用可能であると、当面想定するならば、ソーシャル・ミニマムの水準が決定される。議論を単純にするために、比例的支出税（または所得税）によって支払われた移転分によってミニマムは調整されると想定してみよう。この場合、ミニマムを上昇させることは、消費（または所得）に対する税率を上昇させることとなる。おそらく、この割合が大きくなると、その点を越えると以下の二つのうちの一つが起るような点に到達する。つまり、適切な貯蓄をなしえないか、大きな

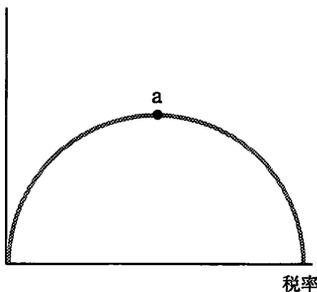


図1. 税率とソーシャル・ミニマムの水準

課税負担が経済的効率性を損ない、現在の世代の中の最も不利な人の見通しをよはや改善できず、下降し始める点に到達するのである。いずれの場合にも正しいミニマムに到達したことになる。この点において格差原理は満たされており、これ以上の引き上げは求められない」[Rawls 1999 ① p.252 1971 p.285-6 翻訳二二頁]。つまり、ロールズは図1のように税率を考えているのである。税率の上昇はソーシャル・ミニマムの水準を上昇させるが、点aを越えると税率の上昇がむしろソーシャル・ミニマムの水準を引き下げることになるのである。

- (4) ホッブズは税について次のように述べている。「平等な正義にはまた、諸租税の平等な賦課が属する。これについての平等は、財産の平等ではなく、各人が自己の防衛についてコモニーウェルスからうける債務の平等に、もとづくのである。人は、かれの生命の維持のために労働するだけでは十分ではなく、(必要とあれば)かれの労働の安全を保障するためにたたかなければならない。・これを考えると、賦課の平等は、消費する人格の財産の平等よりもむしろ、消費されるものの平等にあるのである。というのは、おおく労働して、かれの労働の果実をたくわえてわずかしか消費しない人が、なまけて生活してわずかしかえず、えたものをみんな消費する人よりも、多く課せられるべき理由は、一方が他方よりおおくコモニーウェルスの保護をうけているのではないことを見る時、いったいあるであろうか。ところが、賦課が、人びとの消費するものに課せられるときは、各人はかれが使用するものについて平等に支払うのであり、コモニーウェルスが、諸私人のぜいたくな浪費によって詐取されることもない」(ホッブズ 1982 二七二―三頁)。カルドアもこうしたホッブズの議論から影響を受けている。ホッブズを含む近代租税の思想的な展開については[島恭彦 1982]を参照。

- (5) カルドアの『支出税』出版直後の議論として、[Little 1956]、[上田昭三 1957]などを参照。

三 比例的支出税は公正か

さて、相続税・贈与税と比例的支出税を結合させたロールズの課税についての構想は公正なものと言えるだろうか？あるいは、それは「私」の観点から公正な負担として受容可能なものと言えるであろうか？この問題を以下では二つのレヴェルで検討したい。第一は財産所有民主制という枠組みの中で公正と言えるかというレヴェルである。第二は、現実の「私」が受容できるかというレヴェルである。

まず第一のレヴェルから検討してみよう。財産所有民主制の特徴は以下の点にある。

財産所有民主制の下での競争市場システムに属する諸制度は、富と資本の所有を分散させることにより、社会の一部が経済をコントロールし、間接的に政治生活そのものを牛耳るという事態を避けようとする―福祉国家との主要な相違は以下の点にある。このタイプの民主主義はそうした目標を達成するために、一定期間が終わるごとに所得の一部をより所得の少ない人々に再分配するというやり方を採らず、むしろ一定期間の初めから生産手段の所有を分散し、能力や才能的教育によって産み出される人的資本の所有を広い範囲に振り分けることを保障する。そしてこれらの分散はすべて、基本的諸自由の平等および機会の公正な均等によってこそ可能となる。こういった理念の含意は、事故や不運のために不利益をこうむっている人々を助けることだけでなく（もちろんそれもなされるべきだが）、あらゆる市民が、平等という条件下での相互尊重に基づいて、一身上の事柄を自分で仕切りつつ社会的協力体制に参加できるようにするところにある。

[Rawls 1999 ② p.419 1999 ① p.xiv-xv 翻訳六頁]

財産所有民主制は生産手段を含む各人の財産所有の平等を基礎としている。こうした財産所有の平等を維持するためには、

特定個人の下に巨大な財産が蓄積されることを防がなくてはならない。そうした観点で贈与税と相続税は、財産所有民主制の下では当然正当な課税と見なされるのである。⁽¹⁾

公共財の提供や所得移転などのための財源確保を意図する比例的支出税についてはどうであろうか。財産所有民主制のもとでは、そもそも巨大な所得格差は想定されていないから、「不利益をこうむっている人々」を助ける財源そのものはあまり大きくはならないことが予測される。しかし、依然として公的福祉の提供は必要であるだろうし、種々の公共財提供も必要であろう。したがって、そうした施策を実施する財源確保のため、一般課税としての比例的支出税は必要である。それでは、なぜ所得税ではなく、支出税が財産所有民主制のもとでは望ましいのだろうか。

財産所有民主制のもとでは、各人は能力に応じた労働に貢献をしている。各人は貢献の結果として公正に稼得している。その結果として各人には所得が発生している。ロールズは正義にかなう基本構造によって規制された競争経済における公正な賃金について次のように述べている。

ある企業の労働者に対する需要は、労働の限界生産性によって、つまり、それが生み出す商品の販売価格によって測定される。一単位労働の貢献価値によって決定される。企業に対するこの貢献の価値は、最終的には市場の条件、つまり、家計がさまざまな財に対して進んで支払おうとする量に依存しているのである。経験と訓練、生まれながらの才能や専門的なノウハウは賃金の割増しを稼ぐ傾向がある。こうした特徴をもつ人々の生産性は高いから、企業は進んで彼らにより多く支払おうとするだろう。この事実は、貢献に応じて各人に分配せよという準則を説明しそれへのウェイトづけをする。また、特殊な事例として、訓練に応じて、あるいは経験に応じてなどといった規範をもつことになるのである。[Rawls

賃金についてのこの説明は、正義の原理に従属すべき常識的な正義の準則を述べた箇所です。つまり、基本構造が正義の原理によって有効に規制されている場合には、賃金は各人の貢献によって決定されるのが公正であると考えられているのである。もちろん、これには正義の原理によって規制されているということと同義だが次のような限定がつく。

総所得を競争的に決定することに対しては強力な反論が存在する。なぜならば、所得の競争的な決定はニーズと生活の適切な水準という要求を無視しているからである。しかし、いったん適正なミニマムが移転によって提供されるならば、総所得の残りが価格システムによって解決されるということは完全に公正であるだろう。[Rawls 1999 ① p.245 1971 p.277 翻訳二一五頁]

ロールズは格差原理の基本理念の中で各人の「真価」(desert)に基づく分配を否定している。その意味は各人の豊かな才能などを基礎により多くの分配を自分だけのものとして主張できないということである。したがって、社会的協同の中で、つまり、最も恵まれない人を含む他者への貢献を条件にすれば、豊かな才能をもつ人がより多くの賃金や所得を得ることは否定されてはいないのである。ロールズは各人が労働することを社会的協同として捉える。各人が公正に賃金を稼ぎ、所得を生みだしていくことは、そのまま、社会的な財を協同によって産出していく過程なのである。産みだされた社会的な財から各人の貢献に応じた賃金などを差し引いた後の分配 \parallel 再分配は正義の原理、特に格差原理によってコントロールされるのである。

このような財産所有民主制の下での一般課税は、支出税にならざるをえないと考えられる。第一に各人の財産への課税は各人の多様性を無視することになる。なぜならば、この体制の下では各人の財産の規模はほぼ同じなのであるから、そうした財産に同じ割合で課税するならば、各人や各家計がおかれた多様性——家族の人数、労働能力など——を無視し、結果的に

不平等を発生させるからである。第二に所得税も不当なものとなる。なぜならば、所得は各人の社会への貢献の対価だからである。この所得観は先に見たとおりロールズとカルドアでは完全に重なる。恵まれた状況にある人は社会に対してより多くの貢献をすることが可能であろう。この点を「真価」の否定と関連させれば、恵まれた人は自らその功績を主張できない才能を使って貢献しているのだから、その貢献に従って課税することは逆に不当な扱いとなるのである。逆に恵まれない状況にある人も望んでその位置にあるわけでもないし、進んでより少なくしか貢献しているわけではないから、それを理由に課税を免れることも不当なのである。このように各人の労働が社会的協同への貢献と見なされる財産所有民主制の下では、産出された社会的財¹⁾「財の共通の蓄え」から各人がどれだけ個人的に利用したかに応じて課税することとなるのである。²⁾

次に第二のレヴェル、つまり現実の「私」は比例的支出税を受容できるかというレヴェルを検討してみよう。現実の「私」はもちろん理想的な(ロールズが理想的と考える)財産所有民主制の下で生きてはいない。したがって、理想型のようにストレートに比例的支出税を受容することはできないだろう。

「私」は個人主義者³⁾より多い個人的利得を求め人間である。しかし、原初状態というシミュレーションの結果、個人主義的な観点から、つまり、「私」のリスク回避の原理として格差原理を受容することができる。そうした公的なりリスク回避のための必要負担として一定額の税負担も、強制的な保険料としてとりあえずは承認できるだろう。それでは保険料としての税負担の量と質についてはどのように考えるだろうか。再び、原初状態でのシミュレーションを行ってみる。「私」は「無知のヴェール」の作用によって、最も恵まれない個人の立場に立つ。そして、最も恵まれない人の状況改善に寄与する限りの不平等のみを承認することになる。かりに税負担の問題も連続して「私」が考察することが可能であるならば、「私」はある種の累進課税、それも相当累進度が高い課税を承認することになるだろう。しかし、原初状態での判断はここまでである。累進課税の根拠となる担税力測定の基準として、所得がよいか、財産がよいか、支出がよいかを「私」は決めることができない。なぜならば、「無知のヴェール」が除去された後の現実の不平等がどれくらいの大きさなのか、そして不平等

上の「私」の位置までは推測することができないからである。たとえば、かりに、現実の不平等があまりに大きく、かつ「私」がそこでかなり低い位置にあるならば、「私」は、ロールズも認めるように、累進度の高い所得税を主張するかもしれないが、原初状態にはそのような測論をする情報がないのである。

ロールズの線に沿って、さらに税負担の量と質を決定するためには、格差原理の理念を含めた「広い内省的均衡」に向かわなくてはならない。「私」は原初状態の観点で累進課税を承認している。この累進課税と格差原理の理念——才能の「共通資産」論、友愛論、互惠性——とを相互に比較し、かつ、現実の「私」の判断とも照合することになる。格差原理の理念が全体として表明している社会的協同について、「私」が納得した場合にのみ、「私」は実りある協同を促進する課税を、先に見た財産所有民主制下での課税システムと比較しながら、検討することになる。この点について「私」が納得すれば、つまり、社会は各人の貢献が相互に織りなす協同のネットワークであると納得すれば、その時に限り、「私」は比例的支出税を公正な課税方式として承認することになる。

このように現実の「私」が比例的支出税を承認するためのハードルはかなり高い。「私」の社会イメージや「私」の労働の社会的意味などについての深い考慮が必要だからである。現実の「私」はこうしたロールズの議論に賛同するかもしれないし、しないかもしれない。しかし、現実の公的福祉を支えるためには、強制的な保険料としての税負担が必要である。そこで、ロールズはこうした課税論をある種の義務についての議論によつて補強しようとするのである。

ロールズは「正義論」において、個人に対する原理として「自然的義務」(natural duty)と「公正の原理」(principle of fairness)を論じている。前者は各人の自発的行為を前提とせずには発生する義務であり、後者は各人がある自発的な行為をすることによつて発生する責務である。このように両者はレヴェルを異にするが、どちらも「私」にある種の負担(必ずしも税負担に限定されるわけではないが)を受容することを要請するものである。

「自然的義務」は「私たちの制度上の絆を定義し、私たちが相互にどのように結びつけられるかを定義する」[Rawls

1999 ① p.293 1971 p.333 〔翻訳二五九頁〕ものである。その具体的な内容は、正義の二原理を満たす制度を支持し、促進する義務である。つまり、正義にかなう制度が存在すれば、それを維持し促進する義務であり、もし、そうした制度が存在しないのであれば、正義にかなう制度の樹立をめざす義務なのである。こうした義務が要請されるのは、秩序ある社会においても次のような不安定が引き起こされるからである。

秩序ある社会において市民たちが一般に有効な正義感をもっているという公共的な理解は非常に大きな社会的な資産であると私たちは指摘した。これは正義にかなう社会的な取り決めを安定させる傾向がある。各人が孤立しているという問題が克服され、公共財を生産するための公正な規模の大きな枠組みが存在する場合でさえも、不安定をもたらす二種類の傾向が存在する。自己利益という観点から、各人は自らの負担を避けようという誘惑にさらされる。どんな場合でも、彼は公共財から利益を得ているのである。そして彼に課税されたドルの社会的限界価値が彼自身に費やされた限界ドルのそれよりもはるかに大きいにしても、そのほんのわずかの部分が彼の利益にはねかえってくるのである。自己利益から生じるこうした傾向性は、第一の不安定さをもたらす。しかし、正義感をもっていたとしても、人が協同事業に従うのは、他の人もその人の役割を果たすだろうという信念に基づいているのだから、市民たちは他の市民たちがその役割を果たさないと信じたり、理由があつて疑念を抱いたりする時には、貢献を避けようとする誘惑にさらされる。他の人に対する信頼に関する不安から生じるこのような傾向性は、第二の不安定さをもたらすのである。〔Rawls 1999 ① p.295～6 1971 p.336 翻訳二六一頁〕

このような自己利益からフリーライダーになろうとする傾向を秩序ある社会の構成員といえども免れていないとロールズは判断しているのである。そして、この傾向性を回避し、正義にかなう制度を安定させるために、要求されるのが「自然的

義務」なのである。

さらにロールズは「自然的義務」として、「相互尊重の義務」と「相互扶助の義務」(the duty of mutual aid)をあげ、特に後者についてロールズは次のように述べる。

この義務を採用する十分な根拠は、それが日常生活の質に対してもつ広範な効果である。困難な環境において私たちを援助してくれる他者に依存することができるという社会に私たちは生きているのだという公共的な理解は、それ自身大きな価値をもつてゐる。[Rawls 1999 ① p.298 1971 p.339 翻訳二六三頁]

こうした義務感を各人がもっていれば、「私」が公的福祉のためにある種の負担をすることへ強力な支持を調達することができるだろう。こうした「自然的義務」の上に、公正の原理から導き出される責務を「私」は負うことになる。これは制度が正義にかなうものであれば、制度からさまざまな利益を得ているがゆえに、制度のルールによって定められた役割を果たすべきという責務である。つまり、「私たちは私たちの公正な役割を果たすことなく、他の人々の協同の努力から利益を得てはならぬ」[Rawls 1999 ① p.301 1971 p.343 翻訳二六六頁]のである。以上の「自然的義務」と「公正な責務」の両者は、以上のように、「私」の公正な負担——本稿の文脈で言えば、公正な課税制度に従うこと——を補強する議論として位置づけることができるのである。⁽⁴⁾

相続税と贈与税による富の不平等の矯正ならびに一般課税としての比例的支出税というロールズの課税構想は、財産所有民主制という理想的な体制の下では公正な課税と言えるだろう。他方、理想的な体制の下で生きているわけではない「私」にとつては直ちに公正な課税と言えるわけではない。しかし、こうしたロールズの課税論が「私」にとつて全く意味のないものであるわけでもない。ロールズの課税論の最大の意義は、「私」が社会に対して負うべき負担の量と質について、「私」

が考慮すべき事柄を明示しようとした点にある。社会をいかなるものとしてイメージするのか、「私」の正当な所得とは何か、「私」が消費をすることが社会に及ぼす影響は何か、社会から何らかの利得を得ているとしたら「私」が社会に対して負っている義務や責務とは何か、ロールズはこうした点を一つ一つ示し、その相互関係を明らかにしながら、ある課税システムの正当化を図ろうとしていると解釈できる。こうしたロールズの方法は、最終的にロールズの課税システムに合意するかどうかを別として、福祉国家の下で生をまっとうする「私」が負担を考慮する際に採用すべき有力な方法と言えるだろう。

(1) ロールズは『正義論改訂版』[Rawls 1999 ①]序文においても、同様の根拠で相続税と贈与税の正当性を論じている。

(2) ロールズはカルドアやホップズのように消費が社会(あるいはコモンウェルス)を詐取するものとは言っていない。

(3) この点はノジックらリバタリアンの課税観と対立的であるだろう。ノジックは「勤労収入への課税は、強制労働と変わりが無い」「n時間の労働の収入を奪うことは、その者からn時間を奪うようなもの」と述べている [Nozick 1974 p.169 翻訳二八四頁]。ノジックはここでもっぱら所得税を念頭において議論をしているが、リバタリアンの課税批判のポイントは強制という一点にあるのだから、所得税ではなく支出税でも同様の批判をすることになるだろう。この点に関連して [Kearl 1977] 参照。

(4) 『正義論』以前にロールズは「フェア・プレーの義務」として税負担を論じている。ただし、そこでの議論は所得税についてである。

[Rawls 1964 p.15~6 1999 ② p.127]

四 おわりに

何をもって公正な課税とするかという問題は極めて難しい。形式的には「水平的公平」(horizontal equity)と「垂直的

公平」(vertical equity)とのバランスがとれた課税であるとは言える。しかし、具体的にその内実を決定することは難しいし、たとえば、税率の設定などある種の恣意性から免れえない決定も必要なのである。つきつめれば、公正な課税の「公正さ」は当該社会の政治文化に大きく依存したものと異なるに違いない。たとえば、スカンジナビア諸国の平等観(貧困観)とアメリカ合衆国のそれとは大きく異なることが指摘されている⁽¹⁾。そうした各社会の平等観を無視して「公正な」課税一般を論じることができない。

しかし、「水平的公平」と「垂直的公平」という一般論と各社会の政治文化という極めて個別的な問題のみで公正な課税システムを構想し、それへの支持を調達できるわけでもない。ロールズの課税論に意義があるとすれば、比例的支出税というラディカルな課税システムの擁護にのみあるのではなく、「私」が税という負担を受容する場合の根拠を原理的に示そうとした点にあると言える。産業構造の転換や経済のグローバル化・バリエーションの中で、今日、福祉国家は巨大な転換を求められている。そうした転換の方途を「私」が見定める場合に、こうした課税の根拠についての考慮も重要な意味をもつに違いない⁽²⁾。

(1) [エスピングアーアンデルセン 2000] 参照。

(2) 福祉国家の下では税負担以外にも、「私」が負うべき数多くの負担があるだろう。こうした負担をめぐる議論として、たとえば、ウォルツァーがハードワークの共有など興味深い議論を展開している [Walzer 1983]。リベラルな社会の正当化のためには、公正な負担論も重要な論点であり、そうした論点を明晰にするためにも、コミュニタリアンとの対話も必要である。

引用文献

- Andrews, W. D. 1975
 Fairness and the Personal Income Tax: A Reply to Professor Warren, in *Harvard Law Review* Vol.88
- エヌ・マン・ニルセン 2000
 『ポスト工業経済の社会的基礎 市場・福祉国家・家族の政治経済学』(渡辺雅男 渡辺景子訳 桜井書店)
- Graetz, M. J. 1977
 Legal Transitions: The Case of Retroactivity in Income Tax Revision, in *University of Pennsylvania Law Review* Vol.126
- Groot, P. 1976
 Rawlsian Justice and Economic Theory, in Jones, A.(ed.) *Economics and Equality* (Philip Allan)
- ホッブズ 1992
 『リヴァイヤサン(二)』(岩波文庫)
- 伊藤恭彦 1988. 89
 『ジョン・ロールズの正義の原理と制度論—協働・正義に適合する制度として福祉国家—(一)〜(三)』
 (『大阪市立大学法学雑誌』第三五卷二号、第三六卷一号、第三六卷二号)
- 2000
 『福祉国家の正統性と格差原理』(『静岡大学法政研究』第五卷二号)
- Kaldor, N. 1965
 Do Entitlements Imply That Taxation Is Theft?, in *Philosophy & Public Affairs* 7
- Kearl, J. R. 1977
 Reviews Kaldor: An Expenditure Tax, in *The Economic Journal* Vol.66
- Little, J. M. D. 1956
Efficiency, Equality and the Ownership of Property (George Allen & Unwin)
- Meade, J. E. 1964
Anarchy, State and Utopia (Basic Books) 翻訳『トナーキー・国家・トーラクト』(嶋津格訳)
- Nozick, R. 1974

木鐸社 一九八九年)

- Ogura, S. 1977
More on Rawlsian Optimal Income Taxation: A Complementary Note on E.S. Phelps's
"Taxation of Wage Income for Economic Justice, in *Quarterly Journal of Economics* 91
- Rawls, J. 1964
Legal Obligation and the Duty of Fair Play, in Hook, S. (ed.) *Law and Philosophy* (New
York U.P.)
- 1971
A Theory of Justice (Harvard U.P.) 翻訳『正義論』(矢島鈞次監訳 紀伊國屋書店 一九七九年)
- 1999①
A Theory of Justice: Revised Edition (Harvard U.P.)
- 1999②
Collected Papers (Harvard U.P.)
- 鳥恭彦 1982
「近世租税思想史」(鳥恭彦著作集第一卷 財政思想史)有斐閣 所収)
- 中田昭三 1957
「課税と貯蓄—N・カルドア『支出税』について—」(『関西大学経済論集』第七卷五号)
- Walzer, M. 1983
Spheres of Justice: A Defence of Pluralism and Equality (Basic Books) 翻訳『正義の領分
多文化と平等の擁護』(山口晃訳 而立書房)
- Warren, A. 1980
Would a Consumption Tax Be Fairer Than an Income Tax?, in *The Yale Law Journal*
Vol. 89